職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月30日

静岡県知事 川勝平太

改正後

静岡県条例第37号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (職員の給与に関する条例の一部改正)

改正前

第1条 職員の給与に関する条例(昭和28年静岡県条例第31号)の一部を次のように改正する。

| ————————————————————————————————————— | 以正反 |
|------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| (期末手当) | (期末手当) |
| 第20条 (略) | 第20条 (略) |
| 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の |
| <u>127.5</u> (管理又は監督の地位にある職員のうち | <u>112.5</u> (管理又は監督の地位にある職員のうち |
| その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮 | その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮 |
| して人事委員会規則で定める職員(第21条に | して人事委員会規則で定める職員(第21条に |
| おいて「特定幹部職員」という。)にあつて | おいて「特定幹部職員」という。)にあつて |
| は、 <u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準 | は、 <u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額に、基準日 |
| 日以前6か月以内の期間におけるその者の在 | 以前6か月以内の期間におけるその者の在職 |
| 職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 | 期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 |
| 各号に定める割合を乗じて得た額とする。 | 号に定める割合を乗じて得た額とする。 |
| (1)~(4) (略) | (1)~(4) (略) |
| 3 再任用職員に対する前項の規定の適用につ | 3 再任用職員に対する前項の規定の適用につ |
| いては、同項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは | いては、同項中「 <u>100分の112.5</u> 」とあるのは |
| 「 <u>100分の72.5</u> 」と、「 <u>100分の107.5</u> 」とある | 「 <u>100分の62.5</u> 」と、「 <u>100分の92.5</u> 」とある |
| のは「 <u>100分の62.5</u> 」とする。 | のは「 <u>100分の52.5</u> 」とする。 |
| $4\sim6$ (略) | $4\sim6$ (略) |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----------------------------------|----------------------------------|
| (期末手当) | (期末手当) |
| 第20条 (略) | 第20条 (略) |
| 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の | 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の |
| <u>112.5</u> (管理又は監督の地位にある職員のうち | <u>120</u> (管理又は監督の地位にある職員のうちそ |
| その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮 | の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮し |
| して人事委員会規則で定める職員(第21条に | て人事委員会規則で定める職員(第21条にお |
| おいて「特定幹部職員」という。)にあつて | いて「特定幹部職員」という。)にあつては、 |
| は、 <u>100分の92.5</u>)を乗じて得た額に、基準日 | <u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前 |

以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

6か月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

 $4 \sim 6$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年静岡県条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正前

(給与条例等の適用除外等)

第6条 (略)

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する給与条例第2条、第18条の2第1 項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の 適用については、給与条例第2条中「この条 例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職 の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員 条例」という。)第5条の規定」と、給与条例 第18条の2第1項中「人事委員会規則で定め る職員」とあるのは「人事委員会規則で定め る職員(任期付研究員条例第2条第1号の規 定により任期を定めて採用された職員を含 む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条 第1項の規定の適用を受ける職員」とあるの は「任期付研究員条例第2条第1号の規定に より任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第20条第2項中「100分の127.5」とある のは「<u>100分の167.5</u>」とする。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する警察職員給与条例第3条、第18条

改正後

(給与条例等の適用除外等)

第6条 (略)

- 2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する給与条例第2条、第18条の2第1 項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の 適用については、給与条例第2条中「この条 例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職 の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員 条例」という。)第5条の規定」と、給与条例 第18条の2第1項中「人事委員会規則で定め る職員」とあるのは「人事委員会規則で定め る職員(任期付研究員条例第2条第1号の規 定により任期を定めて採用された職員を含 む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条 第1項の規定の適用を受ける職員」とあるの は「任期付研究員条例第2条第1号の規定に より任期を定めて採用された職員」と、給与 条例第20条第2項中「100分の112.5」とある のは「<u>100分の157.5</u>」とする。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する警察職員給与条例第3条、第18条

の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項 の規定の適用については、警察職員給与条例 第3条中「この条例」とあるのは「この条例 及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以 下「任期付研究員条例」という。) 第5条の規 定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項 中「人事委員会規則で定める職員」とあるの は「人事委員会規則で定める職員(任期付研 究員条例第2条第1号の規定により任期を定 めて採用された職員を含む。)」と、警察職員 給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規 定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付 研究員条例第2条第1号の規定により任期を 定めて採用された職員」と、警察職員給与条 例第20条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるの は「<u>100分の167.5</u>」とする。

の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項 の規定の適用については、警察職員給与条例 第3条中「この条例」とあるのは「この条例 及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以 下「任期付研究員条例」という。) 第5条の規 定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項 中「人事委員会規則で定める職員」とあるの は「人事委員会規則で定める職員(任期付研 究員条例第2条第1号の規定により任期を定 めて採用された職員を含む。)」と、警察職員 給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規 定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付 研究員条例第2条第1号の規定により任期を 定めて採用された職員」と、警察職員給与条 例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるの は「<u>100分の157.5</u>」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第4条 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前

(給与条例等の適用除外等)

第6条 (略)

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する給与条例第2条、第18条の2第1 項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の 適用については、給与条例第2条中「この条 例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職 の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員 条例」という。)第5条の規定」と、給与条例 第18条の2第1項中「人事委員会規則で定め る職員」とあるのは「人事委員会規則で定め る職員(任期付研究員条例第2条第1号の規 定により任期を定めて採用された職員を含 む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条 第1項の規定の適用を受ける職員」とあるの

改正後

(給与条例等の適用除外等)

第6条 (略)

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する給与条例第2条、第18条の2第1 項、第19条第1項及び第20条第2項の規定の 適用については、給与条例第2条中「この条 例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職 の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13年静岡県条例第33号。以下「任期付研究員 条例」という。)第5条の規定」と、給与条例 第18条の2第1項中「人事委員会規則で定め る職員」とあるのは「人事委員会規則で定め る職員(任期付研究員条例第2条第1号の規 定により任期を定めて採用された職員を含 む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条 第1項の規定の適用を受ける職員」とあるの

- は「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「100分の157.5」とする。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する警察職員給与条例第3条、第18条 の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項 の規定の適用については、警察職員給与条例 第3条中「この条例」とあるのは「この条例 及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以 下「任期付研究員条例」という。)第5条の規 定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項 中「人事委員会規則で定める職員」とあるの は「人事委員会規則で定める職員(任期付研 究員条例第2条第1号の規定により任期を定 めて採用された職員を含む。)」と、警察職員 給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規 定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付 研究員条例第2条第1号の規定により任期を 定めて採用された職員」と、警察職員給与条 例第20条第2項中「100分の112.5」とあるの は「<u>100分の157.5</u>」とする。
- は「任期付研究員条例第2条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「100分の162.5」とする。
- 3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究 員に対する警察職員給与条例第3条、第18条 の2第1項、第19条第1項及び第20条第2項 の規定の適用については、警察職員給与条例 第3条中「この条例」とあるのは「この条例 及び静岡県一般職の任期付研究員の採用等に 関する条例(平成13年静岡県条例第33号。以 下「任期付研究員条例」という。) 第5条の規 定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項 中「人事委員会規則で定める職員」とあるの は「人事委員会規則で定める職員(任期付研 究員条例第2条第1号の規定により任期を定 めて採用された職員を含む。)」と、警察職員 給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規 定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付 研究員条例第2条第1号の規定により任期を 定めて採用された職員」と、警察職員給与条 例第20条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは 「<u>100分の162.5</u>」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号)の一部を次のよう に改正する。

改正前

(給与条例等の適用除外等)

第5条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、 第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条 第2項の規定の適用については、給与条例第 2条中「この条例」とあるのは「この条例及 び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成15年静岡県条例第20号。以下

改正後

(給与条例等の適用除外等)

第5条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、 第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条 第2項の規定の適用については、給与条例第 2条中「この条例」とあるのは「この条例及 び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成15年静岡県条例第20号。以下

- 「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第 3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び 第21条第2項の規定の適用については、教職 員給与条例第3条中「この条例」とあるのは 「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第 20号。以下「任期付職員条例」という。)第4 条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第 1項中「人事委員会規則で定める職員」とあ るのは「人事委員会規則で定める職員(任期 付職員条例第2条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員を含む。)」と、教職員 給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規 定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付 職員条例第2条第1項の規定により任期を定 めて採用された職員」と、教職員給与条例第 21条第2項中「100分の127.5」とあるのは 「100分の167.5」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例 第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及 び第20条第2項の規定の適用については、警 察職員給与条例第3条中「この条例」とある のは「この条例及び静岡県一般職の任期付職 員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条 例第20号。以下「任期付職員条例」という。)

- 「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第20条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第 3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び 第21条第2項の規定の適用については、教職 員給与条例第3条中「この条例」とあるのは 「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の 採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第 20号。以下「任期付職員条例」という。) 第4 条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第 1項中「人事委員会規則で定める職員」とあ るのは「人事委員会規則で定める職員(任期 付職員条例第2条第1項の規定により任期を 定めて採用された職員を含む。)」と、教職員 給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規 定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付 職員条例第2条第1項の規定により任期を定 めて採用された職員」と、教職員給与条例第 21条第2項中「100分の112.5」とあるのは 「100分の157.5」とする。
- 4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例 第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及 び第20条第2項の規定の適用については、警 察職員給与条例第3条中「この条例」とある のは「この条例及び静岡県一般職の任期付職 員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条 例第20号。以下「任期付職員条例」という。)

第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とする。

第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、警察職員給与条例第19条第1項の規定にあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、警察職員給与条例第20条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第6条 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前

(給与条例等の適用除外等)

第5条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、 第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条 第2項の規定の適用については、給与条例第 2条中「この条例」とあるのは「この条例及 び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成15年静岡県条例第20号。以下 「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」 と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員 会規則で定める職員」とあるのは「人事委員 会規則で定める職員(任期付職員条例第2条 第1項の規定により任期を定めて採用された 職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中 「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」 とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の 規定により任期を定めて採用された職員」 と、給与条例第20条第2項中「100分の 112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第 3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び

第21条第2項の規定の適用については、教職

改正後

(給与条例等の適用除外等)

第5条 (略)

- 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、 第18条の2第1項、第19条第1項及び第20条 第2項の規定の適用については、給与条例第 2条中「この条例」とあるのは「この条例及 び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関す る条例(平成15年静岡県条例第20号。以下 「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」 と、給与条例第18条の2第1項中「人事委員 会規則で定める職員」とあるのは「人事委員 会規則で定める職員(任期付職員条例第2条 第1項の規定により任期を定めて採用された 職員を含む。)」と、給与条例第19条第1項中 「第8条第1項の規定の適用を受ける職員」 とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の 規定により任期を定めて採用された職員」 と、給与条例第20条第2項中「100分の120」 とあるのは「100分の162.5」とする。
- 3 特定任期付職員に対する教職員給与条例第 3条、第19条の2第1項、第20条第2項及び 第21条第2項の規定の適用については、教職

員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。)」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例 第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及 び第20条第2項の規定の適用については、警 察職員給与条例第3条中「この条例」とある のは「この条例及び静岡県一般職の任期付職 員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条 例第20号。以下「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条 の2第1項中「人事委員会規則で定める職 員」とあるのは「人事委員会規則で定める職 員(任期付職員条例第2条第1項の規定によ り任期を定めて採用された職員を含む。)」 と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9 条第1項の規定の適用を受ける職員」とある のは「任期付職員条例第2条第1項の規定に より任期を定めて採用された職員」と、警察 職員給与条例第20条第2項中「100分の <u>112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。

員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条例第20号。以下「任期付職員条例」という。)第4条の規定」と、教職員給与条例第19条の2第1項中「人事委員会規則で定める職員」とあるのは「人事委員会規則で定める職員(任期を定めて採用された職員を含む。)」と、教職員給与条例第20条第2項中「第9条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、教職員給与条例第21条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

4 特定任期付職員に対する警察職員給与条例 第3条、第18条の2第1項、第19条第1項及 び第20条第2項の規定の適用については、警 察職員給与条例第3条中「この条例」とある のは「この条例及び静岡県一般職の任期付職 員の採用等に関する条例(平成15年静岡県条 例第20号。以下「任期付職員条例」という。) 第4条の規定」と、警察職員給与条例第18条 の2第1項中「人事委員会規則で定める職 員」とあるのは「人事委員会規則で定める職 員(任期付職員条例第2条第1項の規定によ り任期を定めて採用された職員を含む。)」 と、警察職員給与条例第19条第1項中「第9 条第1項の規定の適用を受ける職員」とある のは「任期付職員条例第2条第1項の規定に より任期を定めて採用された職員」と、警察 職員給与条例第20条第2項中「100分の 120」とあるのは「100分の162.5」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第7条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年静岡県条例第2号)の一部を次のように改正す

改正前

附 則

(期末手当の額の特例措置)

3 フルタイム会計年度任用職員に対して<u>令和</u> <u>2年12月</u>に支給する期末手当の額は、第6条 第1項の規定にかかわらず、同月1日現在 (退職し、又は死亡したフルタイム会計年度 任用職員にあっては、退職し、又は死亡した 日現在)においてフルタイム会計年度任用職 員が受けるべき給料の月額及びこれに対する 地域手当の月額の合計額に<u>100分の130</u>を乗じ て得た額に、同日以前6か月以内の期間にお けるその者の在職期間の次の各号に掲げる区 分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得 た額とする。

(1)~(4) (略)

4 パートタイム会計年度任用職員に対して<u>令</u> <u>和2年12月</u>に支給する期末手当の額は、第11 条第1項の規定にかかわらず、前項の規定の 例に準じ人事委員会規則で定める額とする。 改正後

附 則

(期末手当の額の特例措置)

3 フルタイム会計年度任用職員に対して<u>令和</u>3年12月に支給する期末手当の額は、第6条第1項の規定にかかわらず、同月1日現在(退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、同日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)~(4) (略)

4 パートタイム会計年度任用職員に対して<u>令</u> <u>和3年12月</u>に支給する期末手当の額は、第11 条第1項の規定にかかわらず、前項の規定の 例に準じ人事委員会規則で定める額とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和4年4月1日から施行する。